

【高齢者の方に対する階段昇降機助成金の状況 -23区内】

| 区 | 助成対象者 | 助成基準額 |
|------|--|---|
| 江戸川区 | 60歳以上で下記の設置要件をすべて満たす方について訪問調査 ①屋内外とも車いす利用又は歩行ができない状態の方 (目安として要介護4又は5 下肢障害1級、体幹機能障害1級程度) ②1階に部屋がない(車庫、工場、店舗等) ③週に1回以上の外出が必要 ④本人または家族の持家である 建築的なことについて口頭での確認あり | 2,000,000円(1~2割自己負担) |
| 江東区 | 要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の方 | 直線・曲線問わず 800,000円(1割は自己負担) |
| 品川区 | 下記の設置要件をすべて満たす方について訪問調査 確認申請必要(品川区役所へ提出) ①区内に住所があり、65歳以上の要介護・要支援認定を受けている方 ②日常的に車いす、歩行器を利用している方 ③下肢又は体幹の疾患、障害がある方 もしくは 呼吸器・心臓等の疾患、 障害がある方 ④玄関、居室、洗面所、台所、浴室、便所のうち1つが住宅の2階以上または 地下にあり日常的に(1日数回程度)昇降する必要がある方、外出のために (週3回以上)昇降する必要がある方 ⑤担当ケアマネージャーがケアマネジメント上、必要と判断している人 ⑥その住宅の生活の中心となっている方、もしくは扶養されていて前年所得が 585万2,000円以下の方 | 400,000円 ※所得制限有 屋外への設置も対象 |
| 渋谷区 | 要介護認定3以上の65歳以上の方 日常的に車いすなどを利用し日常的に階段を昇降する必要がある方 | 300,000円(1割は自己負担) |
| 中央区 | 要介護状態への予防のために特に必要な方 要支援・要介護と認定され、設置が必要と認められる方 高齢者住宅改善設備アドバイザーの派遣を受ける必要がある 確認申請必要 | 直線 876,000円 曲線 1,854,000円 (負担は所得に応じ10%~100%) |
| 千代田区 | 要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方 日常生活の動作等に困難がある方 区が調査を行い介護予防・自立支援の観点から改修が必要と認められる方 | 1,000,000円 (所得に応じ1~6割自己負担) 生活保護受給の場合、 利用者負担額免除 |
| 台東区 | 要介護認定2以上の65歳以上の方 1階に居住空間がなく一人での階段昇降が困難な方 屋外・共用部分NG 確認申請必要 | 1,000,000円(1割自己負担) ※補強工事、確認申請費用は給付外 |
| 練馬区 | 65歳以上の、介護保険の要支援1・2または要介護1~5と認定された方 身体機能の低下や障害のために既存の設備の使用が困難な方 | 1,000,000円(1割は自己負担) 屋外への設置も対象 |
| 港区 | 要支援以上で65歳以上の方 日常的に車いすまたは歩行器を利用している方 もしくは医師の意見書を提出できる方 玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち1つが住宅の2階以上または地下室にある方 確認申請必要 共同住宅の共有階段は対象外 | 1,332,000円 (負担は課税や所得に応じ 10%~60%) |
| 葛飾区 | 葛飾区に住民登録をしている 65歳以上で介護認定が要支援以上の方(40歳~64歳で特定疾病がある方を含む)、 在宅生活が可能、改修により日常生活動作の向上、介護者の介護負担の軽減を 図れる方 日常的に車いすや歩行器を使用している方 以上の要件をすべて満たす方 | 機器本体費及び付属器具費 979,000円 設置費 353,000円 ※持ち家の専有階段のみ (自己負担1~3割) |
| 足立区 | 65歳以上の要介護4または5の方で、次の①から⑥の要件全てに該当する方 ①足立区に住民票があり、住民登録地に居住している方 ②日常的に車いすまたは歩行器を利用している方 ③住宅1階での居住が困難で居室が2階以上にあり、階段を昇降する必要がある方 ④本人または親族が所有するお家にお住まいの方 ⑤介護保険施設または病院等へ入所・入院していない方 ⑥障がい福祉サービスの住宅設備改善費における「屋内移動設備」給付の対象とならない方 ⑦建築基準法に規定されている書類(ex昇降機の建築確認済証)の写し等を提出出来る方 | 購入及び設置に要する工事費用 助成限度額 1,332,000円 (自己負担原則1割、所得により2~3割、 または免除) |
| 文京区 | ①高齢者(65歳以上の方)又は心身障害者 世帯に属する者であること。 ②工事着工前の申請であること。 ③区内の自己又は親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)が所有する 住宅に居住し、住民登録をしていること。 ④住民税を滞納していないこと。 ⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること。 ⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない 住宅であること。 ⑦他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること。 ※確認申請は不要 | 税抜き工事費の10% (1,000未満切捨て。 上限20万円) |

【障害をお持ちの方に対する階段昇降機助成金の状況- 23区内】

| 区 | 助成対象者 | 助成基準額 |
|------|--|--|
| 足立区 | 学齢児以上 歩行不能 上肢1級、下肢・体幹3級以上 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 65歳以上でも対象 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 |
| 荒川区 | 車いす利用の下肢・体幹2級以上 補装具として車いすの交付を受けた呼吸器・心臓機能障害1級 | 直線 700,000円 曲線 1,483,000円 (自己負担1割) 屋外への設置も対象 |
| 板橋区 | 学齢児以上65歳未満 上肢・下肢・体幹1級 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 直線 500,000円 曲線 910,000円 屋内を想定、生活状況により屋外も検討 |
| 江戸川区 | 6歳以上65歳未満 下肢・体幹1級～3級以上 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 マイナンバー必要 ※「日常生活用具の給付」内で施工できない場合「住まいの改造助成」も併用可能 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 (課税・非課税で負担額が変動) 屋外への設置も検討はするが厳しい |
| 大田区 | 学齢児以上65歳未満 上肢・下肢・体幹いずれかが1・2級 歩行不能 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 (自己負担額は所得に応ずる) |
| 葛飾区 | 学齢児以上 歩行不能 上肢・下肢・体幹1級 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 |
| 北区 | 学齢児以上 歩行不能 上肢・下肢・体幹に係わる障害の程度がいずれか1級 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 |
| 江東区 | 学齢児以上65歳未満 下肢・体幹3級以上 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 マイナンバー必要 | 直線 800,000円 曲線 1,800,000円 |
| 品川区 | 6歳以上65歳未満 下肢または体幹2級以上 確認申請必要(品川区役所へ提出) | 800,000円(自己負担1割 ※軽減措置有) |
| 渋谷区 | 学齢児以上65歳未満 下肢または体幹3級以上 手引きが3年ごとに更新される | 1,854,000円 (自己負担1割 ※基準額以上は自己負担) 屋内を想定、生活状況により屋外も対象 |
| 新宿区 | 年齢制限なし 下肢・体幹2級以上なおかつ歩行が極度に制限される方 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 直線 876,000円 曲線 1,854,000円 |
| 杉並区 | 年齢制限なし 下肢・体幹2級以上 確認申請必要 | 1,467,800円(課税の方3%自己負担) |
| 墨田区 | 学齢児以上 階段昇降困難 上肢1級 下肢・体幹3級以上 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 1,406,000円 家屋状況により屋外も可 |
| 世田谷区 | 6歳以上 上肢・下肢・体幹1級 歩行が著しく困難な方 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 (自己負担額は所得に応ずる) 屋内を想定、生活状況により屋外も可 |
| 台東区 | 6歳以上 上肢・下肢・体幹1級 1階が店舗等で生活できない場合のみ 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 (自己負担額は所得に応ずる) 屋内設置を優先、屋外は生活状況により検討 |
| 中央区 | 学齢児以上 下肢・体幹2級以上 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 下肢・体幹機能に障害がある難病患者等 確認申請必要 | 直線 876,000円 曲線 1,854,000円 (原則1割負担) |
| 千代田区 | 65歳未満 補装具として車いすの交付を受けた下肢・体幹1級または2級の者 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 マイナンバー必要 確認申請必要(建築的な書類は必要ない) 専門員による機種・オプションの選定有 ※助成金可否は、ご利用者様の身体情報が必要 | 直線 700,000円 曲線 1,483,000円 |
| 豊島区 | 学齢児以上 下肢・体幹1級 歩行不能 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 1,332,000円(課税の方3%自己負担) 屋内を想定、生活状況により屋外も検討 |
| 中野区 | 6歳以上 上肢・下肢・体幹1級 歩行不能 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 |
| 練馬区 | 6歳以上 上肢・下肢・体幹1級 歩行不能 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 | 876,000円(1割) 屋内を想定、生活状況により屋外も検討 |
| 文京区 | 学齢児以上 階段昇降困難 下肢・体幹2級以上及び内部障害 補装具として車いすの交付を受けている 65歳以上の内部障害者は指定医により車いすが必要であるとの証明を受けた方 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 |
| 港区 | 6歳以上 車いす利用の下肢・体幹1級または2級のもの 呼吸器・心臓機能障害1級 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | 1,332,000円(工事費を含む) |
| 目黒区 | 学齢児以上 歩行不能 上肢・下肢・体幹1級 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | 機器本体・付属機器 979,000円 設置費 353,000円 (課税の方1割負担、自己負担限度額37,200円) |

※木造2階建て(4号建築)は確認申請ではなく、12条5項の報告書になる。

2024/5/13

【高齢者の方に対する階段昇降機助成金の状況-23区外】

| 市 | 助成対象者 | 助成基準額 |
|-----|---|--|
| 調布市 | <p>バリアフリー改修補助 (よりよい住まいづくり応援制度)(都市整備部住宅課住宅支援係) 補助対象住宅が、原則建築基準法には違反していないこと 対象住宅の所有者または賃貸人 納期の経過した市税を完納していること 申請日の年度の3月10日までに完了すること 新築不可 対象住宅に6か月以上居住していること 共有部分でなければ屋外も可(要確認) 確認申請が提出されているかはこの課では確認しない ※市内業者のみ</p> | <p>補助対象工事経費の1/2に相当する額 (限度額:10万円)</p> |
| 日野市 | <p>住宅バリアフリー化補助金(まちづくり部都市計画課住宅政策係) 市内に所有する住宅で、自己居住用住宅であること 併用住宅の場合、床面積の1/2以上を住宅として使用していること 築1年以上経過していること(賃貸住宅は除く) 工事費用が10万円以上の工事であること 市内業者のみ</p> | <p>補助対象工事経費の10%以内 (限度額:20万円)</p> |
| 町田市 | <p>住宅バリアフリー化改修工事助成金 バリアフリー化工事の施工者又は発注者であること 工事を行う住宅を所有し、現にそこに住んでいること 市税を完納していること 介護保険を利用した住宅改修を利用できる者でないこと(一部例外あり) 身体障がいに関して住宅設備改善費の給付制度を利用できる者でないこと (一部例外あり) 2024年度の申請受付は6月10日から開始</p> | <p>費用の五分の四 (1000円未満は切り捨て) 限度額:10万円</p> |

【障害をお持ちの方に対する階段昇降機助成金の状況- 23区外】

| 市 | 助成対象者 | 助成基準額 |
|-------|--|-------------------------------|
| 狛江市 | なし | なし |
| 府中市 | 学齢児以上 上肢・下肢または体幹1級 歩行ができない状態で補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋外は対象外 確認申請不要 | 機器本体：979,000円 設置費：353,000円 |
| 小金井市 | 学齢児以上 上肢・下肢または体幹1級 歩行ができない状態で補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋外も対象(要確認) | |
| 東久留米市 | 上肢・下肢又は体幹1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 年齢制限はなし 屋外も専有部分なら対象 | |
| 清瀬市 | 学齢児以上65歳未満 上肢・下肢または体幹1級 歩行ができない状態で補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋外は対象外 | |
| 多摩市 | 学齢児以上65歳未満 上肢・下肢又は体幹それぞれ1級程度(ほぼ寝たきりの状態を想定) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋外は対象外 | |
| 青梅市 | 学齢児以上の歩行ができない状態 (年齢の上限はないが判断材料として加味する) 上肢・下肢または体幹1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 | |
| 福生市 | 学齢児以上で歩行が出来ない状態 | |
| 八王子市 | 上肢・下肢・または体幹の障害のいずれかが1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の手帳保持者 | |
| 武蔵野市 | 学齢児以上で歩行が出来ない状態 上肢・下肢または体幹の障害が2級以上 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 確認申請必要 | |
| あきる野市 | 学齢児以上で歩行が出来ない状態 上肢・下肢・または体幹に係る障害が1級以上 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 本当に必要かどうかケースワーカーによる確認あり | |
| 西東京市 | 学齢児以上で歩行が出来ない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級で身体障害者手帳を所持している 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 | |
| 昭島市 | 学齢児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋外は対象外 | |
| 町田市 | 学齢児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 18歳以上の方の場合、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合には対象外 小規模改修・中規模改修も希望されている場合は、住宅改修アドバイザーの利用が必要 屋外は対象外 | |
| 東大和市 | 学齢児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 | |
| 武蔵村山市 | | |
| 小平市 | | |
| 国分寺市 | | |
| 稲城市 | | |
| 立川市 | | |
| 羽村市 | | |
| 東村山市 | | |
| 調布市 | | |

| | | |
|-----|---|-----------------------------------|
| 町田市 | 学齡児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 18歳以上の方の場合、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合を対象外 小規模改修・中規模改修も希望されている場合は、住宅改修アドバイザーの利用が必要 屋外は対象外 | 機器本体: 979,000円 設置費: 353,000円 |
| 国立市 | 学齡児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 | 1,332,000円 (機器本体・設置費等の区別はなく総額) |
| 日野市 | 学齡児以上で歩行ができない状態 上肢・下肢または体幹の障害が1級 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 | 機器本体: 978,000円 設置費: 352,000円 |
| 三鷹市 | 都度問合せ | 都度問合せ |

2024/5/29